

臨床調査個人票の紙様式の送付の取りやめについて

本市ではこれまで指定難病の患者さんに対し、更新案内と一緒に臨床調査個人票の紙様式を送付していましたが、（１）近年、医療機関の電子化が進み、送付した紙様式に手書きした臨床調査個人票の提出が減少していること、（２）国の方針として、OCR読み取り精度向上のため、手書きは極力避け、厚生労働省ホームページからPDFファイルをダウンロードする等により、パソコンにて入力・作成するよう示されていることを踏まえ、令和7年度より紙様式の送付は行わないこととしました。

つきましては、**本紙とお手元の千葉市特定医療費（指定難病）受給者証を提示し、記載された疾病名の臨床調査個人票の作成を医療機関に依頼**してください。

○医療機関の皆様へのお願い

臨床調査個人票については、患者さんがお持ちの千葉市特定医療費（指定難病）受給者証に記載された疾病名を御確認のうえ、下記のホームページからダウンロードして作成及び患者さんへ交付していただくようお願いいたします（院内システムにより作成していただいても構いません）。

【掲載ページ】

- 1 厚生労働省ホームページ（指定難病のページ）

臨床調査個人票 令和8年度

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36011.html

- 2 難病情報センターホームページ

<https://www.nanbyou.or.jp/>

※ 臨床調査個人票の紙様式の送付の取りやめについて、詳細は令和7年5月29日付け健支第293号でお知らせしているほか、下記千葉市ホームページにも掲載しております。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/shien/nannbyoushiteii.html>

【お問い合わせ先】

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課難病対策班 電話番号：043-238-9968

※臨床調査個人票作成上の注意点

○臨床調査個人票を記載できるのは、「難病指定医」または「協力難病指定医」です。

○申請日から起算して6か月以内に記入されたものが有効となります。

○診断年月日は「診察や検査結果等から、当該指定難病の診断基準を満たし、且つ、当該指定難病が原因で重症度分類を満たしている」と総合的に診断した日」となります。

「診断年月日」に関するよくあるご質問

Q. 更新申請の場合でも「診断年月日」の記載が必要か。

記載を要する場合、「最初に診断された日」を記載するのか、それとも更新時の臨床調査個人票を作成する際に「継続が妥当と診断された日」を記載するのか。

A. 原則記載の必要はありませんが、期限内に更新申請を行えず、医療費助成の有効期間が切れてしまった場合の申請については、特定医療費の支給開始日の遡りの対象となるため、記載が必要となります。また、記載を要する場合の診断年月日については、「継続が妥当と診断された日」としてください。